

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の解除 (治山林道課)	1
◎告示 (高知広域都市計画臨港地区内の 分区の指定)の一部改正 (港湾課)	1
公告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参画課)	1
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	1
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	1

告 示

高知県告示第394号

次の保安林を解除したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡東洋町野根字海浜丙2176の47、52
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

高知県告示第395号

昭和47年11月高知県告示第649号(高知広域都市計画臨港地区内の分区の指定)の一部を次のように改正し、平成21年6月1日から施行する。

平成21年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1を次のように改める。
- 商港区(別図に定める区域)
若松町地区 高知市常盤町及び若松町の各一部
弘化台地区 高知市中ノ島字弘化台の一部

- 港町地区 高知市棧橋通五丁目の一部
東潮江地区 高知市棧橋通六丁目の一部
北タナスカ地区 高知市五台山字北タナスカの一部
- 3を次のように改める。
- 漁港区(別図に定める区域)
弘化台地区 高知市中ノ島字弘化台の一部
アシクイ地区 高知市長浜字東モズカタ
高知市浦戸字東アシクイの一部
 - 5を次のように改める。
 - 特殊物資港区(別図に定める区域)
朝日ヶ丘地区 高知市仁井田字朝日ヶ丘の一部

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成21年5月7日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年5月7日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成21 年5月 7日	特定非 営利活 動法人 障害者 就労支 援ロー カルネ ットワ ーク	澁谷 文 香	高知市 上町三 丁目4 番23号	この法人は、地域で暮らす障害者に対して、生活支援事業と相談支援事業、就労支援事業をコーディネートする事業や、障害者就労移行支援サービスの基盤を強化するネットワークづくりを行い、障害者の就業と生活支援に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定によ

り、高知市五台山東部土地改良区の定款の変更を平成21年5月7日に認可した。

平成21年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第9号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条(同規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成21年5月19日

高知県公安委員会委員長 西山 昌男

- 審査の種類、期日及び場所
 - 審査の種類
技能検定員審査等に関する規則(以下「規則」という。)第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)
 - 審査の期日
平成21年6月25日(木)及び26日(金)
 - 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 審査の申請手続に関する事項
 - 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
 - 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
 - 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習

指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項
(1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であ
	自動車教習所に関する法令について	

能検定に関する知識	の知識	ること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パー

る技能	以下同じ。)に必要な教習の技能	セント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員（大型自動車免許等24,700円、普通自動車免

許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円)

イ 教習指導員(大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円)

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。